

千葉県立市川工業高等学校(定時制の課程) 運動部活動に係る活動方針

1. 適切な運動部活動運営のための体制整備

(1) 運動部活動の方針の策定等

- 校長はスポーツ庁及び千葉県教育委員会の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、千葉県立市川工業高等学校(以下、本校と略す。)の「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する。
- 運動部顧問は、年間の活動計画及び毎月の活動計画を作成し、校長に提出するとともに、毎月の活動実績を報告する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に部活動を実施できるよう、適切な数の運動部を設置する。
- 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- 校長は、教員の運動部活動への関与について、平成30年2月16日付け教職第1019号「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」や「学校における働き方改革に関する緊急対策(平成29年12月26日文科科学大臣決定)」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(平成30年2月9日付29文科初第1437号)」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び管理職員は、職員の出退勤時刻をICTの活用などにより客観的に把握し、記録することにより勤務時間管理等を行う。

2. 合理的でかつ効率的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

- 管理職(校長及び副校長・教頭)及び部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。学校の設置者は、学校におけるこれらの取組みが徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- 部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭・学校医等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

- 運動部顧問は中央競技団体が作成する運動部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活

動のための指導手引を活用し、適切な指導を行う。

- 運動部顧問は、日々の安全指導、施設・設備の点検、生徒の健康管理や熱中症等の防止、郊外での活動時における安全等に十分に注意を払い、活動を実施する。

3. 適切な休養日等の設定

運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。

- 学業と就労を両立させている生徒が多く在籍する夜間定時制の課程の現状に鑑み、運動部活動の活動時間の設定については、翌日の就労活動に支障をきたすことがないように十分配慮するとともに、下校時の安全確保が図られるよう留意するものとする。
- 原則として、学期中は週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下、「週末」という)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えるものとする。)平日の休養日は、週の半ば水曜日に設定することが望ましい。
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)や止むを得ず学校休業日に部活動を実施する場合は、連続した部活動休養日を設ける。
- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とする。
- 校長は、「学校の運動部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、本方針に則り、各運動部の休養日及び活動時間等を設定し、関係者に公表する。公表にあたり、各運動部活動顧問は、「各部の休養日及び活動時間等」を保護者に通知する。校長は、各運動部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。
- 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、運動部共通または学校全体の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。
- 上記の活動時間、休養日については、中学校の運動部活動を想定した基準であるが、高等学校においても原則は適用とする。ただし、中学校との違いも考慮の上、地域・学校・競技種目、他校合同チーム等実態に応じた多様な形で、最適に実施することとする。

※管理職とは、校長、副校長、教頭を指す

平成31年3月22日